



## 第Ⅲ章

# 多様で健全な森林の整備・保全

森林は、林産物の供給、水源の涵養<sup>かん</sup>、山地災害の防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民生活に恩恵をもたらしている。

我が国の森林は、その4割を占める人工林が資源として利用可能な時期を迎えつつある中、適切な森林施業を確実に実施しながら、資源としての持続的な利用と多様な森林の整備を推進していくことが求められている。

本章では、森林の整備・保全に向けた取組、持続可能な森林経営の確立に向けた国際的な取組について記述する。

## 1. 多様で健全な森林の整備

森林は、貴重な再生可能資源であり、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に貢献するとともに、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びついている。

以下では、森林の機能や森林資源の現状を紹介した上で、森林整備の取組について記述する。あわせて、森林における生物多様性の保全、「森林・林業再生プラン」の実現に向けた取組、国民参加の森林づくり等について、最新の動向を記述する。

### (1) 森林の機能

健全な森林は、表土が下草、低木等の植生や落葉落枝により覆われて、雨水等による土壌の浸食や流出を防いでいる(土壌保全機能)。また、樹木の根は

土砂や岩石等を固定して、土砂の崩壊を防いでいる(山地災害防止機能)。森林の土壌はスポンジのように雨水を吸収して一時的に蓄え、徐々に河川へ送り出すことにより洪水を緩和するとともに、水質を浄化している(水源涵養機能)。さらに、森林は木材やきのこ等の林産物を産出する(物質生産機能)とともに、新緑や紅葉等四季折々に私たちの目を楽しませてくれる景観を形成する(文化機能)。このような森林のもつ様々な働きは「森林の有する多面的機能」と呼ばれている(表Ⅲ-1)。

近年では、森林の有する多面的機能のうち、特に、「山崩れや洪水などの災害を防止する働き」、「貴重な野生動植物の生息の場としての働き」、「自然に親しみ、森林と人とのかかわりを学ぶなど教育の場としての働き」に対する期待が高まっている(図Ⅲ-1)。

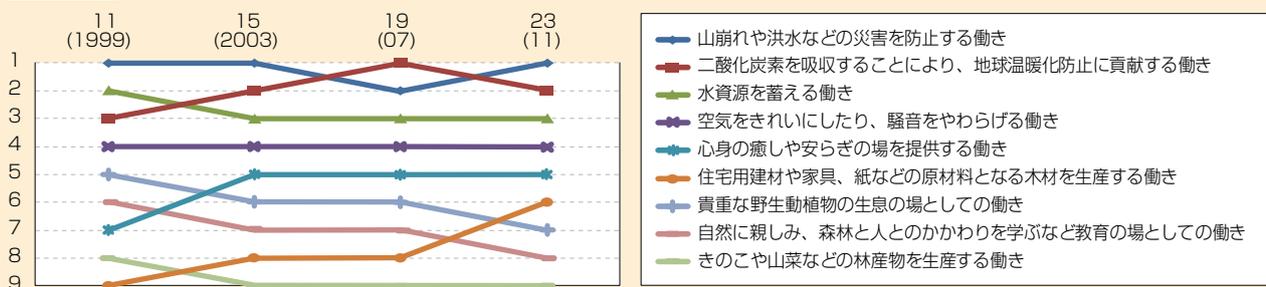
このような森林の有する多面的機能を発揮してい

表Ⅲ-1 森林の有する多面的機能の貨幣評価

項目(機能)	評価額
① 生物多様性保全機能	遺伝子保全、生物種保全、生態系保全
② 地球環境保全機能	地球温暖化の緩和(CO <sub>2</sub> 吸収(1兆2,391億円/年)、化石燃料代替(2,261億円/年))、地球気候システムの安定化
③ 土砂災害防止機能/土壌保全機能	表面侵食防止(2兆2,565億円/年)、表層崩壊防止(8兆4,421億円/年)、その他土砂災害防止、雪崩防止、防風、防雪
④ 水源涵養機能	洪水緩和(6兆4,686億円/年)、水資源貯留(8兆7,407億円/年)、水量調節、水質浄化(1兆6,361億円/年)
⑤ 快適環境形成機能	気候緩和、大気浄化、快適生活環境形成
⑥ 保健・レクリエーション機能	療養、保養(2兆2,546億円/年)、行楽、スポーツ
⑦ 文化機能	景観・風致、学習・教育、芸術、宗教・祭礼、伝統文化、地域の多様性維持
⑧ 物質生産機能	木材、食料、工業原料、工芸材料

注1：括弧書きは貨幣評価額であり、機能によって評価方法は異なっている。また、評価されている機能は多面的機能全体のうち一部の機能にすぎない。  
 2：いずれの評価方法も、「森林がないと仮定した場合と現存する森林を比較する」など一定の仮定の範囲においての数字であり、少なくともこの程度には見積もられるといった試算の範疇を出ない数字であるなど、その適用に当たっては細心の注意が必要である。  
 資料：日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」及び同関連付属資料(平成13(2001)年11月)

図Ⅲ-1 国民が森林に期待する働き



注1：回答は選択肢の中から3つまで選ぶ複数回答であり、期待する割合の高いものから並べている。「特にない」、「わからない」、「その他」を除き掲載している。  
 2：「空気をきれいにしたり、騒音をやわらげる働き」は、平成15(2003)年調査まで「大気を浄化したり、騒音をやわらげる働き」。「心身の癒しや安らぎの場を提供する働き」は、平成11(1999)年調査では「保健休養などのレクリエーションの場を提供する働き」、平成15(2003)年調査では「心身の癒しや安らぎ、レクリエーションの場を提供する働き」。「自然に親しみ、森林と人とのかかわりを学ぶなど教育の場としての働き」は、平成11(1999)年調査では「自然に親しむなど、野外における教育の場としての働き」。「住宅用建材や家具、紙などの原材料となる木材を生産する働き」は、平成11(1999)年調査、平成15(2003)年調査、平成19(2007)年調査では「木材を生産する働き」。  
 3：平成11(1999)年調査では、「特にない」を選択肢として回答者に提示している。  
 資料：内閣府「森林と生活に関する世論調査」(平成11(1999)年、平成15(2003)年、平成19(2007)年、平成23(2011)年調査)

くためには、持続可能な森林経営の下、多様で健全な森林への誘導を進めることが重要である。

## (2) 森林資源の現状

### (我が国の国土の3分の2は森林)

我が国は、国土の約3分の2が森林に覆われた世界有数の森林国である。我が国の国土面積3,779万haのうち、森林面積は2,510万ha(国土面積の66%)であり、このうち約4割に相当する1,035万haが人工林となっている。人工林の主要な樹種は、スギ、ヒノキ、カラマツである。所有形態別にみると、森林面積の58%が私有林\*1、31%が国有林\*2、11%が公有林\*3となっている(図Ⅲ-2、3)。

### (森林資源は量的に充実)

我が国では、かつて、戦中の必要物資や戦後の復興資材を確保するために大量の木材が必要となったことから、大規模な森林伐採が行われた。その後、荒廃した国土を緑化するために、伐採跡地への植林が進められた。昭和20年代半ば(1950年代)から昭和40年代半ば(1970年代)にかけては、昭和25(1950)年の「造林臨時措置法」や昭和33(1958)年の「分収林特別措置法」等により、毎年30万ha以上の植林が行われ、ピーク時には、年間40万haを超える植林が実施された(図Ⅲ-4)。

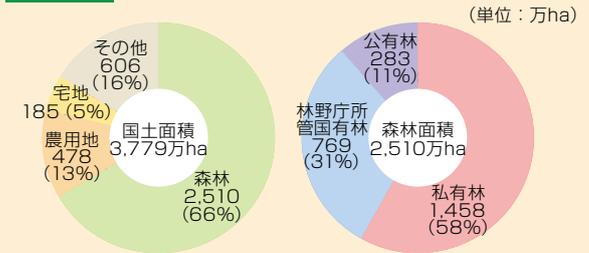
特に、昭和30年代(1950年代半ば)以降は、石油やガスへの燃料転換により薪炭需要が低下するとともに、高度経済成長の下で建築用材の需要が増大する中、薪炭林等の天然林を人工林に転換する「拡

大造林」が進められた。

人工林への転換に当たっては、早期に森林を造成して国土の保全や水源の涵養を図ることができ、建築用途に適し経済的価値も見込めることから、成長が早いスギ、ヒノキ等の針葉樹を中心に植栽が行われた。

このように造成された人工林が成長した結果、我

図Ⅲ-2 国土面積と森林面積の内訳



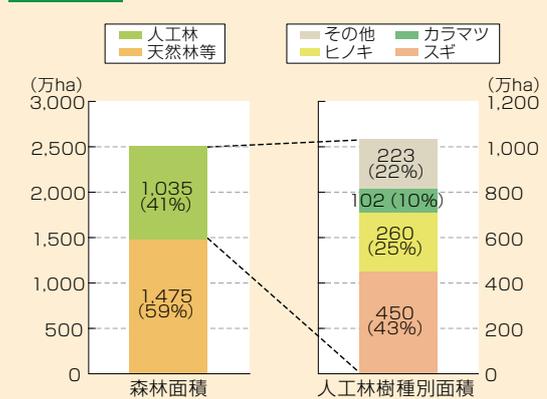
注1: 国土面積は平成17(2005)年10月1日現在の数値。

注2: 森林面積は平成19(2007)年3月31日現在の数値。

注3: 計の不一致は四捨五入による。

資料: 国土交通省「平成19年版 土地の動向に関する年次報告」、森林・林業統計要覧(2011)

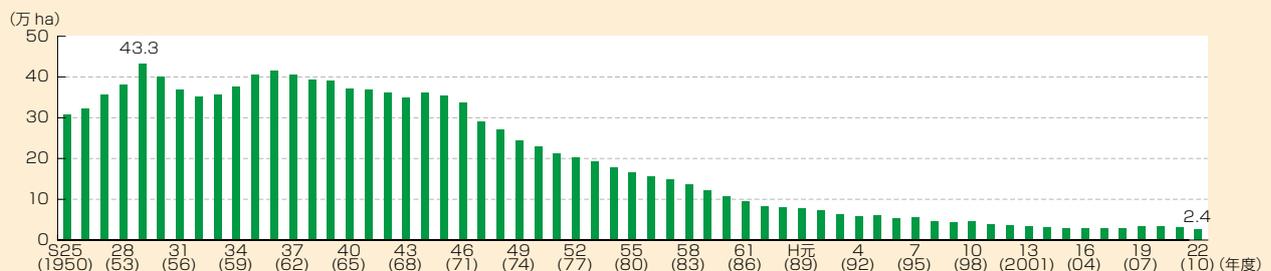
図Ⅲ-3 森林面積と人工林樹種別面積



注: 平成19(2007)年3月31日現在の数値。

資料: 林野庁「森林・林業統計要覧 2011」

図Ⅲ-4 植林面積の推移



資料: 林野庁「森林・林業統計要覧 2011」、林野庁整備課調べ。

- \*1 個人、会社、社寺、共同(共有)、各種団体・組合等が所有している林野。
- \*2 林野庁及び林野庁以外の官庁が所管している林野。
- \*3 都道府県、森林整備法人(林業・造林公社)、市区町村及び財産区が所管している林野。

が国の森林の蓄積は、平成19(2007)年に約44億㎡となり、量的に充実している(図Ⅲ-5)。

人工林の多くは、いまだ間伐等の施業が必要な育成段階にあるが、木材として本格的に利用可能となるおおむね50年生以上(高齢級)の林分が年々増加しつつある。高齢級の人工林は、平成19(2007)年3月末時点で植林面積の35%を占めるにすぎないが、現状のまま推移した場合、10年後の平成29(2017)年には6割に増加すると見込まれている。

また、齢級\*4構成をみると、近年における林業生産活動の低迷により、若齢林が非常に少ない状態にある(図Ⅲ-6)。今後、森林・林業の再生に向けた取組を通じて、齢級構成の均衡がとれた森林資源の造成を図る必要がある。

### (3) 森林整備の取組

#### (森林整備の必要性)

我が国の森林は、資源が量的に充実しているものの、林業の低い採算性により、間伐等の施業が十分に実施されない人工林や伐採しても再び植栽等が行われない箇所もみられる。

我が国の国土は、地形が急峻で、地質がぜい弱であることから、梅雨期や台風期の集中豪雨等により、山腹崩壊や地すべり等の山地災害が発生しやすい条件下にある。このような中、森林の有する多面的機能を持続的に発揮するためには、森林の現況、自然条件、地域ニーズ等を踏まえながら、間伐や伐採後の再造林等の施業により、健全な森林の整備・保全を図る必要がある。

#### (間伐による森林整備を推進)

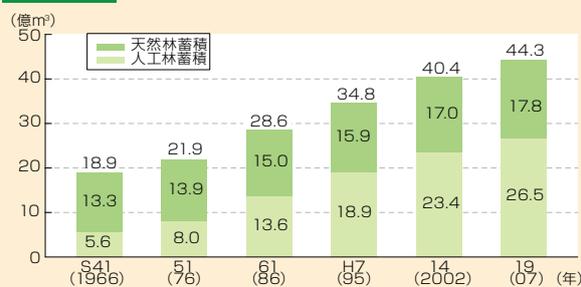
間伐は、森林の有する多面的機能の発揮のため、成長の過程で過密となった森林の立木の一部を伐採して、立木の密度を調整し、樹木の成長や下層植生の繁茂を促す作業である。

林野庁では、これまで、間伐の共同実施や間伐の実施に必要な路網整備の加速化、間伐材の公共事業への活用等により、総合的な間伐対策を推進してきた。

平成20(2008)年3月に改定された「京都議定書目標達成計画」では、森林吸収量の目標である1,300万炭素トンを確保するため、平成19(2007)年度から平成24(2012)年度までの6年間に、計330万haの間伐を実施することを目標とした。

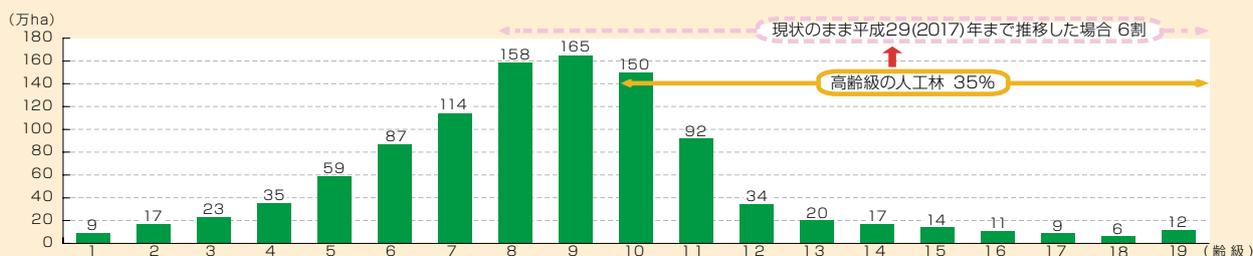
このため、林野庁では、追加的な財政措置や「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」による地方公共団体等の負担の軽減等によって、強力に間伐等を推進している。この結果、平成19(2007)年度以降は、年間55万ha程度の間伐が実施され、平成22(2010)年度の間伐実施面積は、56万haであった(図Ⅲ-7)。

図Ⅲ-5 森林資源量の推移



注：各年とも3月31日現在の数値。  
資料：林野庁「森林・林業統計要覧 2011」

図Ⅲ-6 我が国の人工林の齢級構成



注：「森林法」第5条及び第7条の2に基づく森林計画の対象森林の面積(平成19(2007)年3月31日現在)。  
資料：林野庁「森林・林業統計要覧 2011」

\*4 「齢級」とは、森林の林齢を5年の幅でくくった単位。人工林は、苗木を植栽した年を1年生とし、1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級と数える。

しかしながら、施業集約化や路網整備・機械化の立ち遅れ等により、林業の採算性は依然として厳しく、このままでは、森林の多面的機能の持続的発揮に必要な森林整備が継続できないおそれがある。このため、平成23(2011)年7月に見直された「森林・林業基本計画」では、適切な森林施業の確保、施業集約化の推進、路網整備の加速化、人材の育成等「森林・林業再生プラン」の実現に向けた取組を推進することとした。

また、平成23(2011)年には、「森林管理・環境保全直接支払制度」を導入して、搬出間伐等の森林施業及びこれと一体となった森林作業道の開設を支援している\*5。

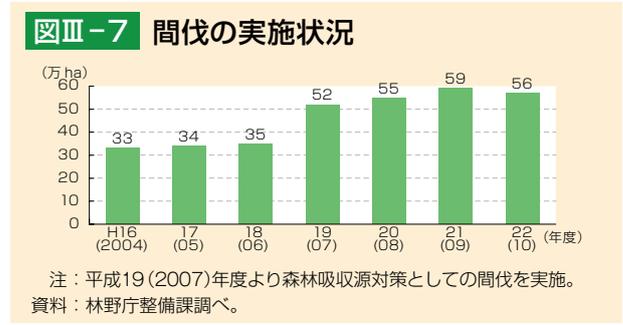
**(優良種苗の安定供給を推進)**

我が国における平成21(2009)年度の山行苗木生産本数は、約6,500万本であり、戦後、最多生産本数であった昭和37(1962)年度の1割以下となっている。このうち、スギが約1,700万本、ヒノキが約1,500万本、カラマツが約1,000万本、マツ類が約150万本、広葉樹では、クヌギが約250万本、

ケヤキが約94万本となっている。また、苗木生産事業者数は約1,200事業者となっている\*6。

苗木の生産に当たっては、裸苗\*7に加えて、一部で「ポット苗\*8」による生産が進められてきたが、ポット苗は根系の変形等の理由から限定的な利用にとどまっていた。

このような中、林野庁では、平成18(2006)年より、独立行政法人森林総合研究所等の協力を得て、容器の底面に開口を設けるなどの工夫を凝らした「マルチキャビティコンテナ」によるコンテナ苗の育成技術の開発を進めてきた。同技術により、根の変形や根巻きのない苗木の大量生産と専用の器具を用いた効率的な植栽が可能となった。



**コラム 「京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン」の作成**

京都市は、平成23(2011)年5月に、市街地を取り囲む三山(東山・北山・西山の総称)の森林景観を守り続けるため、森林景観づくりの指針となる「京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン」を作成した。

同ガイドラインでは、立地類型を17種類に区分した上で、各地域の立地類型に対応した森林の目標像を定めるとともに、目標像に向けた森林整備の在り方に関する具体的な技術指針を提示している。



立地類型区分図

立地類型の区分	表層地質	地形の凹凸	堆積区分	斜面勾配(傾斜)	表層土粒径	対応する森林類型例
1	花崗岩 泥岩 変成岩 チャート	主に凸型	残積土 崩行土 崩積土	全ての傾斜 (緩斜面が多い)	粘性土	アカマツ林 つつじ科低木林 ヒノキ林 他
2	花崗岩	凸型	残積土 崩行土 崩積土	全ての傾斜	細粒土、砂質土、 礫質土、岩盤節理	アカマツ林 イロハモミジ林 ヒノキ林 他
30°以上				細粒土、砂質土、 礫質土、岩盤節理	コナラ林 アカガシ林 他	
非凸型 主に小起伏*1		残積土	30°未満	細粒土、砂質土、 礫質土、岩盤節理	モミジ林、コナラ林 イヌシデ林 他	
			30°以上	細粒土、砂質土、 礫質土、岩盤節理	ヤブツバキ林 コナラ林 他	
4	非凸型 主に小起伏*1	崩行土 崩積土	30°未満	細粒土、砂質土、 礫質土、岩盤節理	ヤマザクラ林 コシアブラ林 他	
30°以上			細粒土、砂質土、 礫質土、岩盤節理	イロハモミジ林 タムシバ林 他		
5	泥岩 変成岩 チャート	凸型	残積土 崩行土	全ての傾斜	細粒土、礫質土	シイ林 他
30°以上				岩盤節理	アカガシ林 他	
30°未満				細粒土	イヌブナ林 他	
非凸型 主に平衡*2		崩積土	全ての傾斜	礫質土	ウラジロモミジ林 他	
			30°以上	細粒土	ヤマザクラ林 他	
		残積土 崩行土	30°以上	礫質土	カツラ林 他	
			30°未満	細粒土、礫質土	イロハモミジ林 他	
6	非凸型 主に平衡*2	残積土 崩行土	30°以上	細粒土	シラカシ林 他	
30°未満			礫質土	ウラジロガシ林 他		
7	大阪層群*3				エノキ林 他	

\*1 小起伏：花崗岩が風化し、真砂化して浸食しやすい地形で生まれる、こまかい凹凸を伴う地形  
\*2 平衡：斜面において、凹凸が少ない地形の状態  
\*3 大阪層群：山地から流れ出した砂礫層と海底で堆積した粘土層が幾重にも重なる地層

立地類型区分表

\*5 「森林管理・環境保全直接支払制度」については、第IV章(119-120ページ)を参照。  
\*6 林野庁研究・保全課調べ。  
\*7 苗畑で養成された苗を引き抜いて根を裸状にしたもの。  
\*8 木板、ビニール、ポリエチレン、紙、泥炭等で作った容器や袋の中で苗を育てて、鉢ごとあるいは容器から土を付けたまま抜き出して植栽に供する目的で育てた苗。

民間企業では、ポットに吸水性セラミックを使用して、ポット付きのまま植栽する苗(セラミックポット苗)を育成・植栽する取組みみられる。平成21(2009)年におけるマルチキャビティーコンテナ苗を含めたポット苗木の生産本数は約97万本で、山<sup>やま</sup>行<sup>ゆき</sup>苗木生産本数全体の約1.5%を占めている\*<sup>9</sup>。

また、東日本大震災で被災した海岸防災林の再生のためには、1,000万本以上の苗木の追加的な供給を確保することが必要となっている。このため、種苗生産施設の整備等により、優良な苗木の安定供給体制を確立する必要がある\*<sup>10</sup>。

### (「森林の流域管理システム」による森林整備を推進)

林野庁では、平成3(1991)年度から、健全な森林の整備と資源の循環利用を図るため、「森林の流域管理システム」を推進している。同システムでは、森林の有する多面的機能が発揮される場である「流域\*<sup>11</sup>」を基本的な単位として、民有林と国有林を通じた川上から川下までの一体的な連携により森林整備を行うこととしている。

各流域では、「森林の流域管理システム」により、流域内の関係者の合意形成を図りながら、森林施業の集約化による効率的な間伐の実施、高性能林業機械の導入促進、国産材の安定供給、担い手の育成確保等、地域の特性を活かした森林整備が進められている。

### (公的な関与による森林整備を推進)

森林の整備は、森林所有者が実施することが基本であるが、傾斜が急であったり標高が高いなど立地条件が悪く、森林所有者の自助努力では適切な整備が図られない森林のうち、公益的機能の発揮のために必要不可欠な箇所については、公的な関与による整備が行われている。

公的主体による森林整備としては、「治山事業」、「水源林造成事業」、「林業公社」による森林造成の3つがある。

### (治山事業による森林整備)

「治山事業」とは、森林の保水・山地災害防止機能を発揮させるため、国や都道府県が、保安林を対象に、森林の造成や森林の保全を図る施設の整備等を実施する事業である。特に、森林所有者等の責めに帰することができない原因により荒廃し、機能が低下した保安林では、治山事業により森林の整備が進められている\*<sup>12</sup>。

### (水源林造成事業による森林整備)

「水源林造成事業」は、ダムの上流域等の水源地域に所在する水源涵養上重要な保安林のうち、水源<sup>かん</sup>涵養機能等が低下している箇所を対象に、急速かつ計画的に森林を造成する事業である。同事業では、「分収林特別措置法」に基づき、土地所有者、造林者、独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターの3者が分収造林契約を締結して、土地所有者が土地の提供、造林者が植栽、植栽木の保育及び造林地の管理、同センターが植栽や保育に要する費用の負担と技術の指導を行っている。

同事業は、昭和36(1961)年に森林開発公団によって開始され、平成20(2008)年からは、独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターが事業主体となっている。これまで、同事業により全国で約46万ha(民有林の約3%)の森林が造成されてきた。

### (林業公社の見直しが進展)

「林業公社」は、計画的な森林資源の造成や山村の振興等を目的として、地方公共団体等の出資により設立された公益法人であり、森林所有者等による造林が進みにくい森林を対象に、分収造林契約に基づき森林を造成してきた。

林業公社による分収林面積は、平成23(2011)年3月現在、全国で約38万ha\*<sup>13</sup>(民有林の約2%)であり、そのほとんどは間伐等が必要な育成段階にある。

多くの林業公社では、事業実施に必要な資金を借

\*<sup>9</sup> 林野庁研究・保全課調べ。

\*<sup>10</sup> 海岸防災林の再生については、第I章(20-28ページ)参照。

\*<sup>11</sup> 森林を管理する上で合理的な地域の広がりである河川の流域を基本的単位として、全国を158森林計画区に区分した区域。

\*<sup>12</sup> 治山事業については、87-88ページ参照。

\*<sup>13</sup> 森林整備法人全国協議会調べ(平成23(2011)年3月末現在)。

入金に依存しており、当面、まとまった伐採収入が見込めないことから、債務残高が増加している。また、各地の公社造林地では契約期限が到来し、伐採時期を迎える林分が出てきていることから、契約の履行と森林の多面的機能の持続的な発揮をどのように調和させていくかが課題となっている。

このような状況に対応して、林野庁では、平成20(2008)年11月から、総務省、林野庁及び地方公共団体で構成する「林業公社の経営対策等に関する検討会」を開催して、林業公社の経営対策やこれを踏まえた今後の森林整備の在り方について検討を行い、平成21(2009)年6月に報告書を取りまとめた。

同報告書では、林業公社が、森林の多面的機能の発揮や雇用の創出等を通じて、地域活性化に重要な役割を果たしてきたことを評価した上で、今後の林業公社の経営の在り方については、現状の経営状況及び資産債務の状況等を各都道府県議会に説明するとともに、地域住民への情報開示を徹底した上で検討を行うべきであると提言された。中でも、経営が著しく悪化した林業公社については、その存廃を含む抜本的な経営の見直しの検討を行うべきであると提言された。

このような中、各地の林業公社では、経営を抜本

的に見直す動きがみられる。例えば、社団法人滋賀県造林公社と財団法人びわ湖造林公社では、債務が多額となり返済に支障が生じていたことから、平成19(2007)年11月に、債務の減免と返済方法について、裁判所に特定調停<sup>\*14</sup>の申立てを行い、平成23(2011)年3月に、関係者による調停が成立した。調停の結果、社団法人滋賀県造林公社については大阪府等下流8団体と滋賀県が、財団法人びわ湖造林公社については滋賀県が、それぞれ債権放棄することとなった。平成24(2012)年3月には、2つの造林公社は合併した<sup>\*15</sup>。また、平成23(2011)年1月には、社団法人長崎県林業公社と社団法人対馬林業公社が合併した<sup>\*16</sup>。同4月には、社団法人群馬県林業公社が「民事再生法」の適用申請を行っている<sup>\*17</sup>。

林野庁では、林業公社による森林整備を支援するため、多様性の高い森林への誘導、契約変更や終了後における森林の取扱いに関する検討への支援、低金利での借換え等の金融措置等の対策を講じている。

### (花粉発生源対策を推進)

スギ花粉症は、昭和30年代後半(1960年代半ば)に最初の症例が報告されて以来、患者数が増加傾向にある。平成20(2008)年に行われた全国の耳鼻咽喉科医とその家族を対象とする「鼻アレルギー全

## 図Ⅲ-8 少花粉スギ苗木等の供給促進

人工交配による無花粉スギ品種の開発促進



無花粉品種の人工交配の様子  
(独立行政法人森林総合研究所  
林木育種センター)

ミニチュア採種園の整備やコンテナ等を利用した先駆的な苗木生産の取組の推進



ミニチュア採種園 (群馬県林業試験場)

ミニチュア採種園とは、ジベレリン処理を行うことにより、小面積で大量かつ早期に種子の生産を可能とする手法。



育苗の様子

マルチキャパティティーコンテナ苗木 (宮城県農林種苗農業協同組合)

マルチキャパティティーコンテナによる苗木生産は、根切りや床替等の作業工程が不要となるなどの効率化が可能となり、少花粉スギを始めその活用が期待される。



育苗された様子

資料：林野庁研究・保全課作成。

- \*14 債務の返済ができなくなるおそれのある債務者(特定債務者)の経済的再生を図るため、特定債務者が負っている金銭債務に係る利害関係の調整を行うことを目的とする手続。
- \*15 社団法人滋賀県造林公社ホームページ
- \*16 社団法人対馬林業公社・長崎県林業公社「第7号林業公社だより」(平成22(2010)年12月28日発行)
- \*17 株式会社帝国データバンクホームページ「全国企業倒産集計2011年4月報」

国疫学調査」によると、花粉症を有する者の割合は約3割に上ると報告されている\*18。花粉症発症のメカニズムについては、大気汚染や食生活等の生活習慣の変化による影響も指摘されているが、十分に解明されていない。

花粉症の対策は、国民的課題となっていることから、関係省庁が連携して、発症や症状悪化の原因究明、予防方法や治療方法の研究、花粉飛散量の予測、花粉の発生源に関する対策等、総合的な花粉症対策に取り組んでいる。

林野庁では、花粉発生源対策として、花粉症対策苗木の生産量の増加を図るため、無花粉スギの品種開発を加速化する技術の開発、少花粉スギ等の種子を短期間で生産するミニチュア採種園の整備、苗木生産の省力化技術の導入等に取り組んでいる(図Ⅲ-8)。

これらの取組により、少花粉スギ等の花粉症対策苗木の生産量は、平成17(2005)年度の約9万本から平成22(2010)年度には約118万本へと約13倍に増加している(図Ⅲ-9)。このほか、ヒノキの花粉生産量の予測に必要なヒノキ雄花の観測技術の開発等にも取り組んでいる。

#### (4) 森林における生物多様性の保全

##### (生物多様性保全の取組を強化)

森林は、世界の陸地面積の約3割を占め、陸上の生物種の約8割が森林に生息・生育していると考えられている\*19。森林の生態系は、多種多様な生物の

生息・生育の場や種・遺伝子の保管庫として、生物多様性の保全を図る上で重要な役割を果たしている。

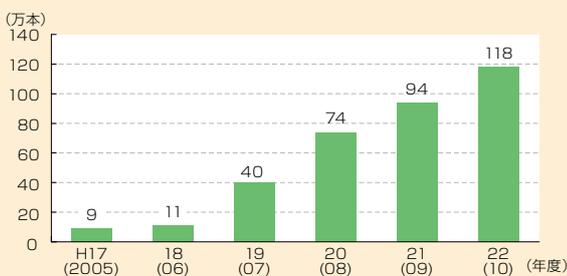
平成4(1992)年に、ブラジルで開催された「国連環境開発会議(UNCED)」に合わせ、地球上の生物全般の保全に関する包括的な国際枠組みとして「生物の多様性に関する条約(生物多様性条約)」が採択された。同条約は、平成24(2012)年3月現在、192か国及び欧州連合(EU)が締結している。

平成22(2010)年10月には、愛知県名古屋市で「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」が開催され、179の締約国及びEU、関連国際機関、NGO等から1万3千人以上が参加した。同会議では、生物多様性条約を効果的に実施するための2011年からの新たな世界目標である「戦略計画2011-2020(愛知目標)」と遺伝資源の利用と利益配分を定めた「名古屋議定書」が採択された(表Ⅲ-2)。

##### (森林における生物多様性の保全を推進)

林野庁では、平成20(2008)年に「森林における生物多様性保全の推進方策検討会」を開催して、森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた森林・林業施策等の検討を行った。同検討会は、平成21(2009)年7月に、「森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進方策」を取りまとめた。同方策では、我が国の森林における生物多様性の保全に向けた方向性やその方向性を実現するために必要となる具体的な施策について提言した(表Ⅲ-3)。

図Ⅲ-9 花粉症対策苗木の生産量(概数)



資料：林野庁研究・保全課調べ。

表Ⅲ-2 「愛知目標」(森林関係部分)の概要

〈目標5〉	2020年までに、森林を含む自然生息地の損失速度を少なくとも半減。
〈目標7〉	2020年までに、生物多様性の保全を確保するよう、農林水産業が行われる地域を持続的に管理。
〈目標11〉	2020年までに、少なくとも陸域・内陸水域の17%、沿岸域・海域の10%を保護地域システム等により保全。
〈目標15〉	2020年までに、劣化した生態系の15%以上の回復等を通じて、気候変動の緩和と適応、砂漠化対処に貢献。

資料：生物多様性条約事務局

\*18 馬場廣太郎、中江公裕(2008)鼻アレルギーの全国疫学調査2008(1998年との比較)ー耳鼻咽喉科医とその家族を対象にしてー, Progress in Medicine, 28(8):145-156.

\*19 UNFF(2009) Forests and biodiversity conservation, including protected areas. Report of the Secretary-General. E/CN.18/2009/6:5.

これを踏まえて、林野庁では、全国土を対象とする森林生態系の多様性に関する定点観測調査、デジタル空中写真の解析により森林植生等の状況を把握する技術の開発、我が国における森林の生物多様性保全に関する取組の情報発信等に取り組んでいる。

また、平成23(2011)年10月には、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(生物多様性地域連携促進法)」が施行された。同法では、地域における多様な主体が連携して行う生物多様性の保全のための活動を促進する措置等を講ずることとしている。

### (世界遺産における森林の保全)

「世界遺産」は、国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)<sup>\*20</sup>が「世界遺産条約」に基づいて、記念工作物、建造物群、遺跡、自然の地域等で顕著で普遍的な価値を有するものを一覧表に記載する取組で、「文化遺産」、「自然遺産」及び自然と文化の「複合遺産」の3つがある。

我が国では、平成5(1993)年12月に「屋久島<sup>やくしま</sup>」と「白神山地<sup>しらかみ</sup>」が、平成17(2005)年7月に「知床<sup>しれとこ</sup>」が「自然遺産」として世界遺産一覧表に記載された。平成23(2011)年6月には、パリで開催された「第35回世界遺産委員会」において、「小笠原諸島<sup>おがさわら</sup>」の自然遺産としての世界遺産一覧表への記載が決定された<sup>\*21</sup>。

さらに、平成24(2012)年1月に、政府は、「富

士山」を「文化遺産」として世界遺産一覧表に記載するための推薦書をユネスコ世界遺産センターへ提出した<sup>\*22</sup>。

林野庁では、我が国の世界自然遺産地域に位置する森林の世界遺産としての価値の保全及び向上を図るため、その大部分を占める国有林野を適切に管理経営するとともに、固有種と外来種の種間相互作用に着目した森林生態系の保全管理技術の開発や気候変動による森林生態系への影響のモニタリングプログラムの開発等を進めている。

### (5)「森林・林業再生プラン」の実現に向けた取組

#### (「森林・林業再生プラン」の具体的検討)

農林水産省では、平成21(2009)年12月に、我が国の森林・林業を再生する指針となる「森林・林業再生プラン」を策定した。同プランは、「10年後の木材自給率50%以上」を目指すべき姿として掲げ、森林の多面的機能の確保を図りつつ、先人たちが築き上げてきた人工林資源を積極的に活用して、木材の安定供給体制の確立、山村の活性化、低炭素社会の構築を図ることとした。

平成22(2010)年度には、同プランの実現に向けた具体的な改革内容の検討が進められ、「森林・林業の再生に向けた改革の姿」として最終とりまとめが行われた。

「森林・林業の再生に向けた改革の姿」では、我が国では森林資源の充実にもかかわらず、適切な施業が行われない森林が増加する状況にあることを指摘した上で、森林・林業に関する施策・制度・体制を抜本的に見直し、新たな森林・林業政策を構築するため、①森林計画制度の見直し、②適切な森林施業が確実に行われる仕組みの整備、③低コスト化に向けた路網整備等の加速化、④担い手となる林業事業者の育成、⑤国産材の需要拡大と効率的な加工・流通体制の確立、⑥フォレストナー等の人材の育成等を進めることを提言した。

**表Ⅲ-3 「森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進方策」の概要**

○	我が国は、森林そのものが国土の生態系ネットワークの根幹としての役割を担い、豊かな生物多様性を維持。
○	一定の面的広がりにおいて、その土地固有の自然条件、立地条件下に適した様々な植生のタイプが存在し、地域の生物相の維持に必要な様々な遷移段階の森林がバランスよく配置されることが重要。
○	生物の多様性が科学的に解明されていない要素が多くあることを十分認識した上で、常にモニタリングを行いながらその結果に合わせて対応を変える順応的管理の考え方が重要。
○	森林生態系の生産力の範囲内で持続的な林業活動を促す奨励的な措置によって、様々な林齢からなる多様な森林生態系を保全することが生物多様性の確保に寄与。

資料：森林における生物多様性保全の推進方策検討会(2009)

\*20 United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (国際連合教育科学文化機関)の略。  
 \*21 小笠原諸島の世界遺産一覧表への記載については、トピックス(7ページ)参照。林野庁プレスリリース「小笠原諸島の世界遺産一覧表への記載決定について」(平成23(2011)年6月24日付け)  
 \*22 林野庁プレスリリース「富士山」を世界遺産一覧表に記載するための推薦書(正式版)の提出について」(平成24(2012)年1月25日付け)

〔「森林法」の改正〕

これを踏まえて、「森林・林業再生プラン」を法制面で具体化するため、平成23(2011)年4月に、「森林法」の一部改正が行われた。

今回の「森林法」の改正では、

- ・ 現行の「森林施業計画」を「森林経営計画」に変更
- ・ 森林施業に必要な他人の土地への使用権設定手続の改善
- ・ 早急に間伐が必要な森林の施業代行制度の見直し
- ・ 伐採及び伐採後の造林の届出がなく伐採が行われた場合の伐採中止又は造林の命令の新設
- ・ 新たに森林の土地の所有者となった旨の届出制度の新設

等の見直しが行われた。改正された「森林法」は、震災復興に資するため先行して施行された一部を除き、平成24(2012)年4月に施行された。

〔「森林・林業基本計画」の見直し〕

政府は、平成23(2011)年7月に、「森林・林業基本計画」の見直しを行った。「森林・林業基本計画」は、「森林・林業基本法」に基づき、森林及び林業に関する施策の基本的な方向を明らかにする計画で、おおむね5年ごとに見直すこととされている。

新たな計画では、「森林・林業再生プラン」の実現に向けて、適切な森林施業の確保、施業の集約化、路網整備の加速化、人材の育成等の取組を推進するとともに、地球温暖化対策や生物多様性保全への対応、山村の振興等を推進することとした。また、東日本大震災からの復興に向けて、海岸部

の保安林の再生、住宅・公共施設の再建に必要な木材の安定供給、木質バイオマス資源の活用による環境負荷の少ない新しいまちづくりを推進することとした(図Ⅲ-10)。

同計画では、森林の整備・保全、林業・木材産業等の事業活動等の指針とするため、「森林の有する多面的機能の発揮」と「林産物の供給及び利用」の目標を設定した。

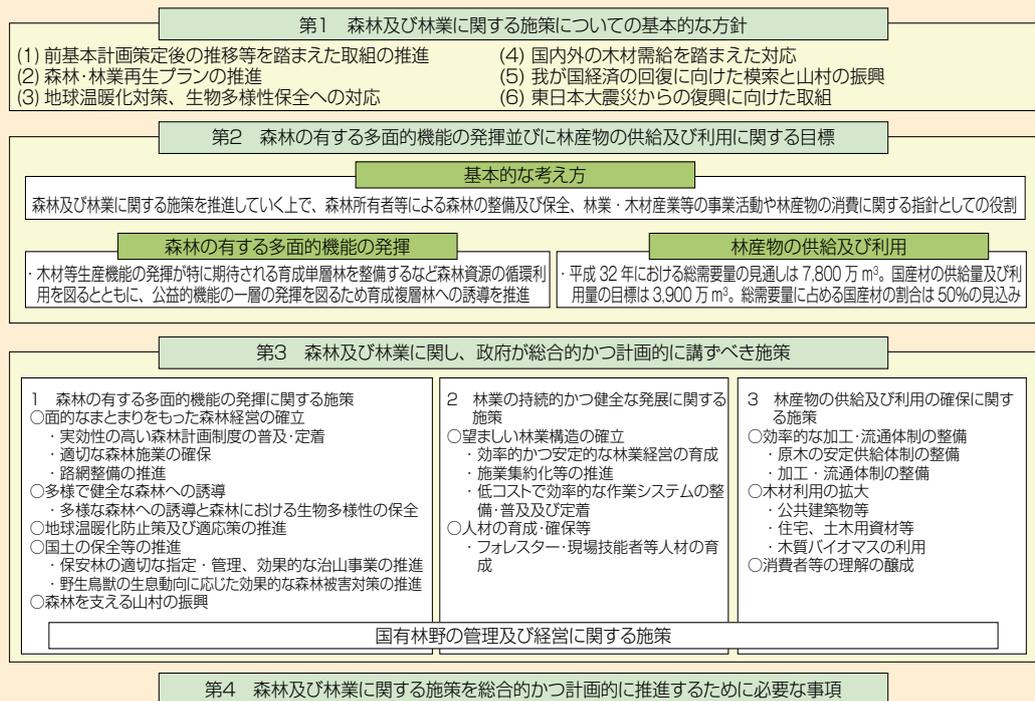
「森林の有する多面的機能の発揮」の目標としては、5年後、10年後、20年後の目標とする森林の状態を提示した(表Ⅲ-4)。

表Ⅲ-4 「森林・林業基本計画」における森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

	平成22 (2010)年	目標とする森林の状態			(参考) 指向する 森林の状態
		平成27 (2015)年	平成32 (2020)年	平成42 (2030)年	
森林面積(万ha)					
育成単層林	1,030	1,030	1,020	1,000	660
育成複層林	100	120	140	200	680
天然生林	1,380	1,360	1,350	1,310	1,170
合計	2,510	2,510	2,510	2,510	2,510
総蓄積(百万m <sup>3</sup> )	4,690	4,930	5,200	5,380	5,450
ha当たり蓄積(m <sup>3</sup> /ha)	187	196	207	214	217
総成長量(百万m <sup>3</sup> /年)	74	68	61	55	54
ha当たり成長量(m <sup>3</sup> /ha年)	2.9	2.7	2.4	2.2	2.1

資料：「森林・林業基本計画」(平成23(2011)年7月)

図Ⅲ-10 「森林・林業基本計画」の構成



現在の齡級構成は、9～10齡級を中心に偏りがあることから、将来的に均衡がとれた齡級構成となるよう、現状を踏まえた伐期の多様化、公益的機能の一層の発揮のため自然条件等を踏まえて、針広混交林へ誘導するなど多様な森林整備を推進することとし、森林の整備・保全の目標を策定した(図Ⅲ-11)。

「林産物の供給及び利用」の目標としては、10年後の総需要量を7,800万m<sup>3</sup>と見通した上で、路網整備の加速化や施業の集約化の集中的な実施、搬出間伐への切り替えによる間伐材の利用量の増加等により国産材の供給・利用量3,900万m<sup>3</sup>(国産材割合:50%)を目指すこととした(図Ⅲ-12)。

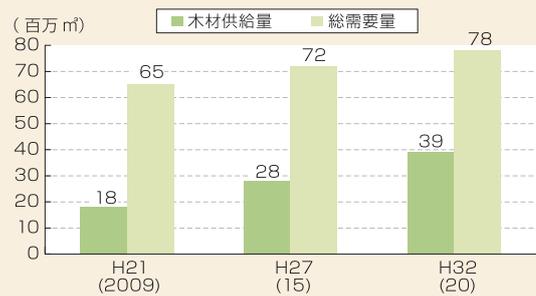
### 〔「全国森林計画」の見直し〕

政府は、平成23(2011)年7月に、「森林・林業基本計画」の見直しと併せて、「全国森林計画」の見直しを行った。「全国森林計画」は、「森林法」に基づき、全国の森林を対象として、森林の整備・保全の目標、伐採立木材積、造林面積等の計画量、施業の基準等を示す計画で、5年ごとに15年を一期として立てることとされている。

新たな「全国森林計画」では、①現行の森林の3機能区分を廃止して、地域主導により発揮を期待する機能ごとの区域を設定できるよう、森林の有する機能ごとに森林整備と保全の方針を提示する、②伐採、造林等の基準、林道・林業専用道開設の考え方を明確化して、ルール・ガイドラインとしての内容を充実させる、③新たな「森林・林業基本計画」の目標に即して、計画量等を見直すなどの変更を行った(図Ⅲ-13、表Ⅲ-5)。

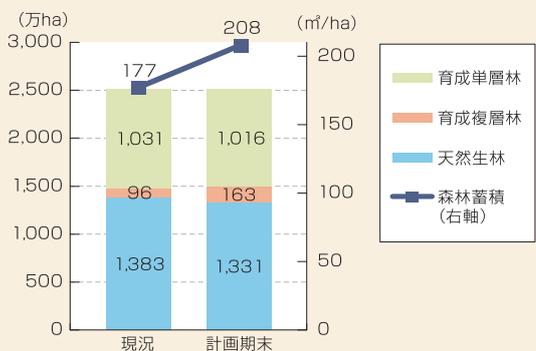
また、「全国森林計画」に即して、平成23(2011)

図Ⅲ-12 「森林・林業基本計画」における木材供給量の目標と総需要量の見直し



資料:「森林・林業基本計画」(平成23(2011)年7月)

図Ⅲ-13 「全国森林計画」における森林整備及び保全の目標



注: 現況は平成19(2007)年3月31日、計画期末は平成36(2024)年3月31日の数値。

資料:「全国森林計画」(平成23(2011)年7月)

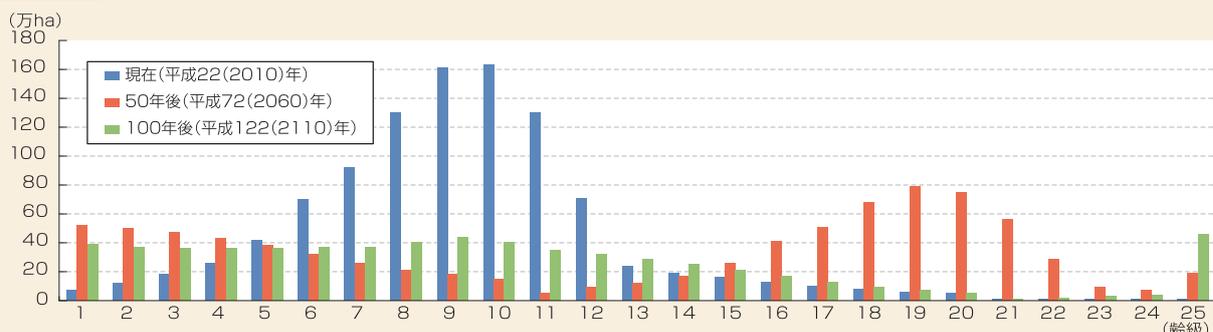
表Ⅲ-5 「全国森林計画」における計画量

項目	主伐 間伐	前期計画量	現行計画量
		計	512
造林面積 (千ha)	人工造林	678	856
	天然更新	870	872
林道開設量 (千km)		38	91
保安林面積 (千ha)		12,451	12,812
間伐面積(参考) (千ha)			7,795

注: 計画期間(平成21(2009)年4月1日~平成36(2024)年3月31日)の数量。

資料:「全国森林計画」(平成23(2011)年7月)

図Ⅲ-11 将来(50年後、100年後)における齡級構成(イメージ)



資料:「森林・林業基本計画に掲げる目標数値について(案)」(平成23(2011)年4月21日 林政審議会資料-資料4)

年12月末までに「地域森林計画」と「国有林の地域別の森林計画」が一斉に変更された。

### （「市町村森林整備計画」の「マスタープラン」化）

「森林・林業の再生に向けた改革の姿」を踏まえ、市町村が作成する「市町村森林整備計画」を地域の森林の「マスタープラン」となるよう、見直しが行われた。

具体的には、「市町村森林整備計画」に、森林の施業や保護の規範を明示した上で、「全国森林計画」で示された森林の機能等を踏まえながら、各市町村が主体的に森林の区域を設定するとともに、路網の計画も示すこととされた。また、森林の区域設定や路網の計画は、図で分かりやすく示すとともに、計画の作成・実施に当たっては、フォレスターの技術的支援を受けることとされた。

なお、各市町村では、平成24(2012)年4月からの新たな計画のスタートに向けて、「市町村森林整備計画」の見直し作業が進められた。

### （「森林経営計画」の導入）

今回の「森林法」の改正により、効率的で持続的な森林経営を行う仕組みとして、「森林経営計画」が導入された。

新たな「森林経営計画」は、森林所有者又は森林経営の受託者が、林班<sup>\*23</sup>又は連続する複数林班を対象として森林を面的に取りまとめ、森林の施業・保護と作業路網の設置・維持管理に関する事項を計画するものである。

この「森林経営計画」は、平成24(2012)年4月から導入され、同計画作成者を対象に、要件を満たす者に対して、「森林管理・環境保全直接支払制度」により、施業等に係る費用等の一部を直接支援することとしている<sup>\*24</sup>。

### （適切な森林施業の確保）

我が国では、人工林資源が充実する一方、一部の森林では、伐採後の適切な更新や間伐が行われず、森林の有する多面的機能の発揮に支障を及ぼすおそれが生じている。

このため、今回の「森林法」の改正により、適切

な森林施業を確保する制度の見直しを行った。具体的には、伐採及び伐採後の造林の届出がなく無届による伐採が行われ、土砂流出・崩壊等の災害の発生のおそれがある場合には、市町村長が伐採の中止命令や伐採後の造林の命令を発出できる制度が導入された。あわせて、届出制度に係る罰則が強化された。

さらに、早急に間伐が必要な森林(要間伐森林)の間伐が行われない場合に、所有者が不明であっても、行政の裁定により施業代行者が間伐を行うことができるようにするなど制度を拡充した。

また、継続的な資源利用が見込まれる広葉樹の森林については、天然力を活用した後継樹の育成を図りながら、多様な木材需要に応じた育成複層林への移行や長伐期化等による多様な森林整備を進めていくこととしている。

### （森林所有者情報の把握）

森林の有する多面的機能を十全に発揮するためには、森林所有者等により、森林の施業が適切に行われることが重要である。森林法に基づき適切な森林の施業を確保するためには、森林所有者を把握することが必要である。このため、今回の「森林法」の改正により、新たに森林の土地の所有者となった者に、市町村への届出を義務付ける制度を新設した。本制度は、平成24(2012)年4月から導入された。

あわせて、都道府県知事及び市町村長は、「森林法」の施行に必要な限度で、土地売買等の届出、不動産登記簿等の情報の内部利用や登記所等の他の行政機関の保有する情報の提供依頼を行うことが可能となった。これらにより、地域における森林の施業集約化に取り組む者への情報提供が行いやすくなり、効率的な森林施業が推進されることが期待できる。

\*23 原則として、字界、天然地形又は地物をもって区分した森林区画の単位(面積はおおむね50ha)。

\*24 「森林管理・環境保全直接支払制度」については、第Ⅳ章(119-120ページ)参照。

## (6) 「国民参加の森林づくり」等の推進

### (ボランティアや企業による森林づくり活動が拡大)

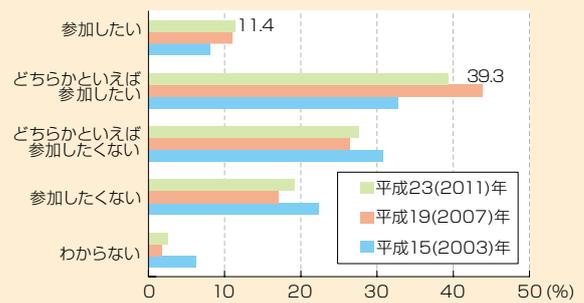
近年、環境問題への関心の高まりから、各地で、森林の整備・保全活動に直接参加する国民が増加している。

平成23(2011)年12月に内閣府が実施した「森林と生活に関する世論調査」の結果によると、森林を手入れするボランティア活動に「参加したい」と回答した者は51%となっている\*25(図Ⅲ-14)。

森林づくりにかかわる活動を実施しているボランティア団体の数は、平成9(1997)年度の277団体から平成22(2010)年度には2,959団体へと、着実に増加している(図Ⅲ-15)。各団体の活動目的としては、「里山林等身近な森林の整備・保全」や「環境教育」を挙げる団体が多い\*26。

また、地球温暖化対策や生物多様性保全への関心が高まる中、CSR(企業の社会的責任)活動の一環として、企業による森林の整備・保全活動が広がっている。企業による森林づくり活動の実施箇所数は、平成16(2004)年度の493か所から平成22(2010)年度の1,299か所へと大幅に増加している(図Ⅲ-16)。具体的な活動としては、森林所有者との協定締結による社員、顧客、地域住民、NPO(民間非営利組織)等が連携した森林づくり、基金や財団の設立によるNPO活動への支援、企業の自己所有森林の活用等が行われている。さらに、東日本大震災により被災した海岸林を再生する取組も進められている。

図Ⅲ-14 ボランティア活動への参加意向



資料：内閣府「森林と生活に関する世論調査」

図Ⅲ-15 森林ボランティア団体数の推移



資料：林野庁「森林づくり活動についてのアンケート集計結果(平成22年3月調査)」(平成22(2010)年9月)

図Ⅲ-16 企業による森林づくり活動の実施箇所数の推移



資料：林野庁研究・保全課調べ。

### 事例Ⅲ-1 「海の森」プロジェクトによる森づくり

東京都では、水と緑に包まれた美しいまち「東京」を実現するため、東京湾の玄関口に浮かぶ、ごみと建設発生土で埋め立てられた中央防波堤内側埋立地の一部(約88ha)を緑あふれる森に生まれ変わらせる「海の森」プロジェクトを実施している。

同プロジェクトでは、「Not for us, but for our children(私たちのためにではなく、私たちの子どもたちのために)」をスローガンに、スダジイ、タブノキ、エノキ等の苗木を植樹し、約30年かけて森を創り、育てていく計画としている。苗木は、小学生やボランティアの手で、ドングリから育てられるなど、苗木づくりから植樹、森の育成まで、都民や企業等と協働しながら森づくりを進めている。



一般参加者による植樹の様子

\*25 「参加したい」と「どちらかといえば参加したい」の合計。

\*26 林野庁「森林づくり活動についてのアンケート集計結果(平成22年3月調査)」(平成22(2010)年9月)

林野庁では、企業やNPO等多様な主体による森林づくり活動の促進に向けて、「全国植樹祭」を始めとする緑化行事の開催、企業に森林づくり活動への参加を呼びかける「企業の森づくりフェア」の開催、企業やNPO等に対する活動フィールドの紹介等への支援を行っている(事例Ⅲ-1)。

### 〔緑の募金〕により森林づくり活動を支援

「緑の募金」は、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律(緑の募金法)」に基づき、森林整備等の推進に用いることを目的として行う寄附金の募集である。「緑の募金」は、昭和25(1950)年に、戦後の荒廃した国土を緑化することを目的に、「緑の羽根募金」として始まった。現在では、公益社団法人国土緑化推進機構と各都道府県の緑化推進委員会を実施主体として、春・秋の年2回、各家庭に募金を呼びかける「家庭募金」、各職場の代表者等を通じた「職場募金」、企業が直接募金を行う「企業募金」、街頭での「街頭募金」等が行われている。平成22(2010)年には、総額約25億円の募金が寄せられた。

寄せられた募金は、①水源林の植林や里山の手入れ等、市民生活にとって重要な森林の整備・保全、②苗木配布や植樹祭開催、森林ボランティアの指導者育成等の緑化推進及び③熱帯林の再生や砂漠化防止等の国際協力等、幅広い森林づくり活動を支援するために活用されている。

また、寄せられた募金は、東日本大震災被災地への「組手什」の寄贈等、復興支援にも活用された(事例Ⅲ-2)。

### 〔美しい森林づくり推進国民運動〕を展開

「美しい森林づくり推進国民運動」は、京都議定書目標達成計画に定められた森林吸収量の目標達成

や生物多様性保全等の国民のニーズに応えた森林の形成を目指して、間伐の遅れの解消や100年先を見据えた多様な森林づくりを推進する民間主導の国民運動である。同運動は、平成19(2007)年に始まり、平成23(2011)年に5年目を迎えた。

「美しい森林づくり全国推進会議」は、経済団体、教育団体、環境団体、NPO等98団体により構成され、同運動の拡大に取り組んでいる。

同会議は、平成23(2011)年2月に、社団法人日本経済団体連合会自然保護協議会及び公益社団法人国土緑化推進機構と協働宣言を締結した。同宣言では、広報・教育・普及啓発を中心とした事業の実施に当たって、三者の相互連携協力を推進することとしている。

また、同運動の一層の拡大・浸透を図るため、公益社団法人国土緑化推進機構では、平成20(2008)年12月から「フォレスト・サポーターズ」の登録を開始した。「フォレスト・サポーターズ」は、森林づくりのための行動に参加・協力する国民や企業等が登録するもので、平成24(2012)年3月末時点の登録数は約3万8千件となっている。

### 〔地方公共団体による独自課税が拡大〕

各地の都道府県では、森林の整備を主な目的として、独自の課税制度を導入する取組が増加している。平成15(2003)年度に高知県が全国で初めて森林環境税を導入して以来、平成23(2011)年度までに31県が同様の制度を導入している。平成24(2012)年度には山梨県と岐阜県が導入し、他の都道府県等においても導入が検討されている(表Ⅲ-6)。

## 事例Ⅲ-2 東日本大震災復興支援に向けた「緑の募金」による取組

公益社団法人国土緑化推進機構では、東日本大震災からの復興に用途を限った「緑の募金」を行い、寄せられた募金により、被災地等の森林整備や学校周辺等の緑化の支援、「組手什」の寄贈等を行った。

「組手什」とは、間伐材を使用した組立家具キットで、簡易に組み立て、繰り返し使うことができる。同機構では、避難所等へ28,960本の「組手什」を寄贈し(平成23(2011)年11月現在)、間仕切り・衝立や収納棚として有効に活用された。



組手什を勉強机として利用

表Ⅲ-6 都道府県の独自課税一覧

県名	税の名称(通称)	導入年度	課税額(個人/年)	森林・林業施策に係る主な事業内容
高知県	森林環境税	H15(2003)	500円	若齢林を中心とした間伐の促進による荒廃の予防と公益的機能を発揮できる森林の整備、森林環境教育など県民の主体的な森林保全の取組に対する支援など
岡山県	おかやま森づくり県民税	H16(2004)	500円	未整備森林の間伐や松くい虫被害木の除去等による荒廃した森林の再生・整備、新規就業者の研修支援、県産材等森林資源の利用促進、企業との協働による森林保全活動など
鳥取県	森林環境保全税	H17(2005)	500円	強度間伐の実施による針広混交林化への誘導、保安林の機能強化(間伐・作業道整備)、間伐等の作業体験等への支援、公益的機能の維持と景観向上を図るための枯死木の伐採など
島根県	島根県水と緑の森づくり税	H17(2005)	500円	長期間間伐などの保育作業が行われていない人工林に対して不要木の伐採や広葉樹の植栽、県民自らが企画・立案した森づくり活動や県産木材を使う取組の支援、森林環境学習の推進など
山口県	やまぐち森づくり県民税	H17(2005)	500円	森林のもつ多面的な機能の回復が必要な荒廃した人工林を対象に強度間伐の実施による針広混交林へ誘導、繁茂拡大した竹の伐採等による荒廃森林の再生など
愛媛県	森林環境税	H17(2005)	700円	施業地の団地化支援、林内に放置されたままになっている低質間伐材の搬出促進、地域材を利用した公共施設の木造化の支援、県民が自発的に取り組む森林の利活用等への支援など
熊本県	水とみどりの森づくり税	H17(2005)	500円	間伐未実施で放置された人工林での針広混交林化に向けた強度間伐の実施、森林環境教育などを行う団体等への支援、有害鳥獣捕獲等を行う市町村に対する補助など
鹿児島県	森林環境税	H17(2005)	500円	公益上重要な森林における間伐の実施や路網の整備、県産材を用いた木造施設整備への支援、森林ボランティア団体等への活動の支援、森林・林業に関する学習・体験活動の支援など
岩手県	いわての森づくり県民税	H18(2006)	1,000円	公益上重要で緊急に整備する必要がある森林において強度間伐による針広混交林への誘導など
福島県	森林環境税	H18(2006)	1,000円	公益的機能の低下が懸念される森林について間伐の実施や搬出・路網整備への支援、市町村が行う森づくり施策への支援、森林ボランティアの活動支援など
静岡県	森林(もり)づくり県民税	H18(2006)	400円	公益性が高いが森林所有者による整備が困難なために荒廃している森林の整備(人工林の強度間伐、倒木の処理、竹林の広葉樹林化等)税と事業の理解促進のための普及啓発など
滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	H18(2006)	800円	放置された人工林での強度間伐の実施による針広混交林への誘導、森林管理を進めるための境界明確化、県産材を利用した住宅建設に対する支援、地域が協働して取り組む里山の整備など
兵庫県	県民緑税	H18(2006)	800円	流木災害の軽減対策(災害緩衝林整備等)や斜面の防災機能の強化(間伐木土留工)、集落裏山森林の防災機能の強化(簡易防災施設等)、針広混交林への誘導、人と野生動物の棲み分けを図るバッファゾーン整備など
奈良県	森林環境税	H18(2006)	500円	施業放棄林において森林所有者と県及び市町村による協定に基づく強度間伐の実施、NPO等の参加による荒廃した里山の整備、森林環境教育の指導者育成や体験学習の実施など
大分県	森林環境税	H18(2006)	500円	災害発生等の懸念がある荒廃した森林を対象に強度間伐や広葉樹の植栽の実施、侵入防護柵の設置や捕獲の推進等によるシカ被害対策、ボランティア等の活動に対する支援など
宮崎県	森林環境税	H18(2006)	500円	公益上重要な森林を対象とした強度間伐による針広混交林化への誘導、渓流周辺にある堆積した流木等の除去、ボランティア団体・企業等の森づくり活動、市町村による公有林化への支援など
山形県	やまがた緑環境税	H19(2007)	1,000円	公益上重要な荒廃した人工林を対象とした強度間伐の実施や針広混交林への誘導、荒廃した里山林を再生するための被害木の伐採、地域ボランティア等が実施する森づくり活動への支援など
神奈川県	水源環境保全・再生のための個人県民税	H19(2007)	均等割300円所得割	水源地域の保全上重要な森林の買入れや整備協定など私有林の公的管理・支援、間伐材の搬出促進、水源保全上重要な丹沢大山における植生の衰退防止対策など
富山県	水と緑の森づくり税	H19(2007)	500円	風雪被害林や過密人工林での整理伐の実施による針広混交林への誘導、地域住民との協働による里山林整備、森林ボランティアの活動支援、木材製品の広告宣伝等による県産材の利用促進など
石川県	いしかわ森林環境税	H19(2007)	500円	水源地域等の手入れが不足した人工林を対象とした強度間伐の実施による針広混交林への誘導、NPO等が実施する森林環境教育や森林体験活動への支援など
和歌山県	紀の国森づくり税	H19(2007)	500円	熊野古道等の森林の保全整備や水源地域の荒廃森林の整備、NPOや市町村等地域からの自発的な取組への支援、貴重な自然生態系を持つ森林等の公有林化など
広島県	ひろしまの森づくり県民税	H19(2007)	500円	緊急に整備が必要な人工林の強度間伐等の実施による針広混交林への誘導、里山保全に取り組む住民団体等への支援、森林機能や林業について学ぶ森林・林業体験活動への支援など
長崎県	ながさき森林環境税	H19(2007)	500円	重要な水源林を対象とした手入れ不足の人工林の間伐の実施による針広混交林への誘導、侵入竹林や風倒被害林の伐採・整理、県民参加による森づくり活動等への支援など
秋田県	秋田県水と緑の森づくり税	H20(2008)	800円	生育の思わしくないスギ人工林の針広混交林への誘導、環境教育等の場として利用するための里山林の整備、松くい虫被害を受けた松林の整備、県民提案による森づくり活動の支援など
茨城県	森林湖沼環境税	H20(2008)	1,000円	緊急に整備が必要な森林における間伐等の実施、公共施設等の木造化・木質化など地域材利活用の推進、森づくりや森林環境学習等の活動を行う団体に対する支援など
栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	H20(2008)	700円	公益的機能の発揮する上で特に重要な保安林等内の人工林の強度間伐の実施、間伐材を利用した学習机やいすの小中学校への配布、身近な森林整備や森をはぐくむ人づくりの取組の支援など
長野県	長野県森づくり県民税	H20(2008)	500円	集落周辺の里山林における間伐の実施、市町村が展開する森づくり施策への支援、地域材の利活用を通じた森づくり等への取組の推進、人材育成を行う事業体への支援など
福岡県	森林環境税	H20(2008)	500円	長期間放置され荒廃した人工林の間伐、伐採後植林しないまま放置されている林地への広葉樹の植栽、ボランティア団体・NPO等による森づくり活動への支援など
佐賀県	佐賀県森林環境税	H20(2008)	500円	荒廃した人工林の強度間伐による針広混交林への誘導、市町による荒廃した森林等の公有林化や公的管理の支援、県民等による荒廃した森林を再生する取組の支援など
愛知県	あいち森と緑づくり税	H21(2009)	500円	整備が困難な奥地等の森林の間伐や放置された里山林の再生、都市における身近な樹林地の保全や緑地の創出、市町村やNPOが行う環境保全活動や環境学習に関する取組の支援など
宮城県	みやぎ環境税	H23(2011)	1,200円	若齢林の間伐の促進及び一体的に実施する作業道整備に対する補助、県産材を利用した戸建て新築住宅に対する支援、花粉の少ない苗木を増産するためのミストハウスの設置など
山梨県	森林環境税	H24(2012)	500円	荒廃した人工林の強度間伐による針広混交林への誘導や里山林の整備、学校施設等への県産材使用や未利用材のバイオマス利用促進、県民参加の森づくり活動への支援など(検討中)
岐阜県	清流の国ぎふ森林環境税	H24(2012)	1,000円	環境保全を目的とした人工林の整備、里山林の整備・利用の促進、生物多様性・水環境の保全、公共施設等における県産材の利用促進、地域が主体となった環境保全活動への支援など(検討中)

注1：個人のほか、法人に対して均等割額3～11%相当額の範囲内で課税されている(神奈川県はなし。高知県は個人と同額の500円/年)。

2：色つきの県は課税期間を継続した県。

資料：林野庁企画課調べ。

独自課税を導入した県の多くは、5年間の時限措置としている。平成22(2010)年度までに16県が第1期を終えたが、16県全てが独自課税を継続した。独自課税の課税方式は、県民税への上乗せとなっており、大部分の県で、個人の場合は定額を、法人の場合は定率を上乗せしている。

導入済みの31県における収入の使途をみると、31県が森林整備を、26県が普及啓発を、23県が森林環境学習を、23県がボランティア支援を実施している。また、12県で、公募により、地域住民やボランティア団体等が自ら企画・実践する森林づくり活動を支援している(表Ⅲ-7)。

東日本大震災の被害が大きかった岩手県、宮城県及び福島県では、震災の影響により減収が見込まれること等から、当初予定していた事業内容を見直し実施している。

独自課税を導入又は継続する際には、県民の理解を得るため、独自課税の意義に関する説明会等が開催されている。

平成22(2010)年度に独自課税を継続した6県で実施された各県民へのアンケートの結果によると、独自課税の継続に賛意を示す割合は高いものの、独自課税の認知度は低い状況にある。このため、独自課税による取組の周知により、県民の理解醸成を図ることが課題となっている<sup>\*27</sup>(事例Ⅲ-3)。

### (森林の癒し効果を活用)

近年、高齢化の進行や健康志向の高まりに伴い、森林浴等による森林空間の利用が進むとともに、森林が人の心身にもたらすリフレッシュ効果に対する期待や関心が高まっている。

平成23(2011)年12月に内閣府が実施した「森林と生活に関する世論調査」によると、森林に「心身の癒しや安らぎの場を提供する働き」を期待するとした回答の割合は、前回調査と比較して4%低下した。また、森林へ行った目的については、「すぐれた景観や風景を楽しむため」、「森林浴により心身の気分転換をするため」等とする回答の割合が高かった(図Ⅲ-17)。

表Ⅲ-7 都道府県による独自課税の使途

事業内容	合計
・森林整備(主に水源地域)	31県
・普及啓発	26県
・森林環境学習	23県
・ボランティア支援	23県
・里山整備(主に集落周辺の里山林)	18県
・木材利用促進	15県
・地域力を活かした森林づくり(公募事業)	12県
・試験研究	7県

注1:「森林整備」の主な内容は、荒廃した人工林を混交林化するための強度間伐の実施。

2:「里山整備」の主な内容は、里山林での間伐や広葉樹の植栽、竹林での密度調整。

資料:林野庁企画課調べ。

### 事例Ⅲ-3 独自課税を活用した県民による森づくり提案事業

富山県は、「水と緑の森づくり税」を財源として、県民参加の森づくりを進めるため、県民自らが企画し実践する森づくり事業への支援を行っている。平成23(2011)年度には、県内で活動する団体・グループ24件への支援を行い、森林ボランティア団体だけでなく、小学校のPTAや地域の自治会等多様な団体により、幅広い世代の参加の下、きめ細かな森づくり活動が行われている。これらの活動は、荒廃した森林の整備や県産材の利用等の取組を通じ、森の役割や森づくりの大切さ、県産材利用の意義等について、県民が理解を深める絶好の機会となっている。



学校林を活用して自然観察会「木いちご探検隊」を開催。学校林への植栽や伐採木を活用した卒業制作も実施  
(上市町立南加積小学校PTA)

\*27 岩手県「平成23年度以降の「いわての森林づくり県民税」素案に係るアンケート調査」(平成22(2010)年8~9月調査)、福島県「県民アンケート調査」(平成21(2009)年4~8月調査)、静岡県「森林づくり県民税」に関する県民意識調査」(平成22(2010)年4~6月調査)、奈良県「森林環境税アンケート」(平成22(2010)年6月調査)、大分県「森林環境税に関するアンケート」(平成21(2009)年10~11月調査)、宮崎県「平成21年度森林環境税アンケート調査」(平成21(2009)年10~11月調査)

従来から、森林の様々な要素が心身に癒し効果をもたらすことは経験的に知られてきたが、近年では、森林浴が人にもたらす生理的効果についての研究が進められている。その結果、森林は都市よりもリラックス効果をもたらすことや、森林浴により人の免疫機能が活性化することが科学的に解明されている\*28。

これらの科学的データを基に、各地で森林の癒し効果を客観的に評価して、健康増進に活用する取組が行われており、各地域の特色を活かしたプログラムやツアーが提供されている(事例Ⅲ-4)。

**(森林環境教育を推進)**

現代社会では、日常生活の中で森林とかかわる機会や林業の作業を体験・学習する機会が少なくなっている。

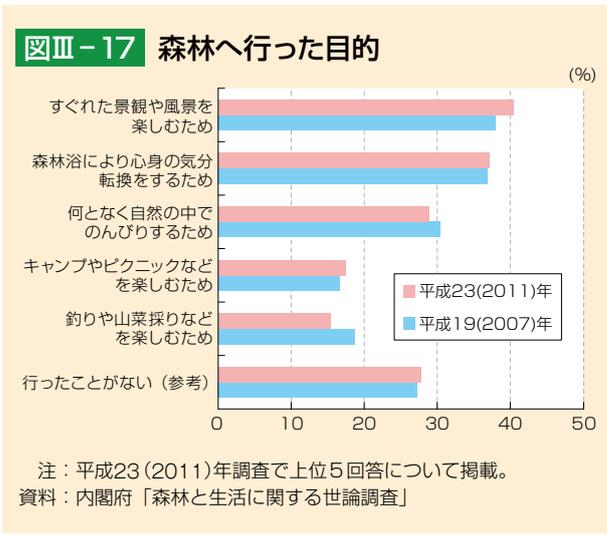
このため、子どもたちを始めとする多くの人々が、植林、間伐、炭焼き、自然観察等の幅広い体験活動等を通じて、森林・林業について学習する「森林環境教育」の取組が進められている。森林環境教育の取組例としては、「学校林」、「森の子くらぶ」、「緑の少年団」等の活動が挙げられる。

「学校林」は、全国約3千の学校が保有する森林であり、子どもたちだけでなくその保護者も含めた森林・林業体験活動の場として活用されており、近年では、学校教育における「総合的な学習の時間」等での利用が増加している。

「森の子くらぶ」は、森林公園等の森林総合利用施設、青少年教育施設、国有林野等を活動場所として、主に小中学生とその保護者を対象に、森林と地域の生活や文化との関わりについて課外学習等を行う活動である。平成22(2010)年度には年間延べ36万7千人が参加して体験学習等を実施している。

「緑の少年団」は、森林における学習やボランティア活動等を通じて青少年を育成することを目的とする活動である。平成23(2011)年1月現在で、約3,800団体、約33万2千人が加入して森林体験活動等を行っている。

また、平成20(2008)年度から、農林水産省、文部科学省及び総務省の連携により、小学生が農山漁村で長期の宿泊体験活動を行う「子ども農山漁村



**事例Ⅲ-4 森林の癒し効果を活用して地域を活性化**

中国山地脊梁部の高原地帯に位置する島根県飯南町は、人口約5,500人で、面積の約9割を山林が占めている。同町では、ブナ林を主体とした天然林や整備された人工林を活用して、森林の癒し効果による地域の活性化に取り組んでいる。

同町の「飯南町ふるさとの森」は、ヒノキ林内や溪流沿いに散策路が整備され、オートキャンプ場や宿泊施設、きのこ園、炭焼小屋等も設置されていることから、緑や水との触れ合いにより癒しを得ることができる場となっている。また、公共温泉施設や道の駅では、源泉かけ流しの温泉、高原の地を活かした農産物と季節ごとの山の幸をふんだんに使った山菜弁当や玄米、野菜を中心としたメニューを提供している。

このように、同町では森林の癒し効果と様々な地域資源を組み合わせることにより、滞在型観光の発展を図っている。



ハンモックでくつろぐ来訪者



玄米や野菜を中心とした料理

\*28 「平成23年版森林・林業白書」第Ⅲ章(65ページ)を参照。

交流プロジェクト」が開始され、平成23(2011)年度までの受入れモデル地域は、全国44道府県137地域となっている。同プロジェクトの中でも、間伐や植林等の森林・林業体験活動が行われている。

平成14(2002)年度から、林野庁、文部科学省及び公益社団法人国土緑化推進機構の連携により、「森の聞き書き甲子園」が開始され、平成23(2011)年度で10周年を迎えた\*29。「森の聞き書き甲子園」は、全国の高校生が、森の名手・名人を訪ね、一対一の対話を通じて、名手・名人の知恵や技術、考え方や生き方を「聞き書き」し、記録する活動である。これまでの10年間で1,000人近い高校生が活動に参加しており、「森の聞き書き甲子園」の卒業生は、事業の運営や参加高校生の支援に協力している(事例Ⅲ-5)。

### 〔里山林の再生を推進〕

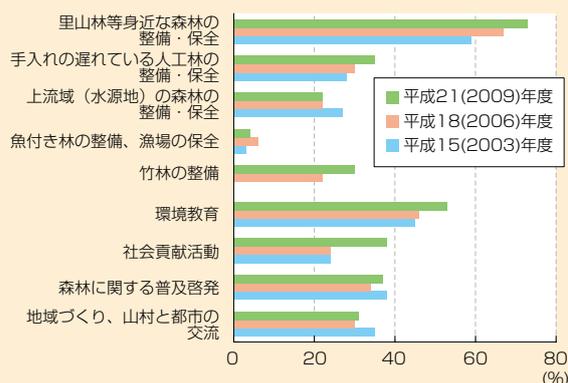
里山林は、国民にとって最も身近な自然環境である。かつて、里山林では、薪炭材の生産により、循環利用を通じた整備が行われ、シイ、カシ、クヌギ、ナラ等の広葉樹を主体とした森林が維持されてきた。今日では、薪炭林としての利用が行われなくなった結果、多くの里山林が放置され、植生の遷移が進むとともに、竹の繁茂等の問題が発生している。

このような中、ボランティアによる里山林整備の活動が各地で広がっている。林野庁が実施した森林ボランティア活動に取り組む団体に対するアンケート調査では、活動の主な目的を聞いたところ、「里山林等身近な森林の整備・保全」とする回答が最も

多く、前回調査よりも増加している(図Ⅲ-18)。

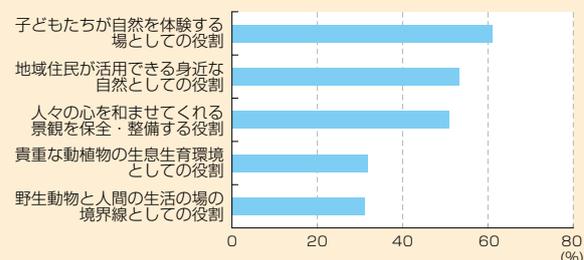
また、内閣府の「森林と生活に関する世論調査」では、里山林や都市近郊林等の居住地近くに広がる森林について、今後、どのような役割を期待するか聞いたところ、「子どもたちが自然を体験する場としての役割」や「地域住民が活用できる身近な自然としての役割」とする回答が多かった(図Ⅲ-19)。

図Ⅲ-18 ボランティア活動の主な目的・内容



資料：林野庁「もりづくり活動についてのアンケート集計結果(平成22年3月調査)」(平成22(2010)年9月)

図Ⅲ-19 里山林等の利用の在り方



注：平成23(2011)年調査で上位5回答について掲載。資料：内閣府「森林と生活に関する世論調査」

### 事例Ⅲ-5 ドキュメンタリー映画「森聞き」を公開

平成23(2011)年3月に、ドキュメンタリー映画「森聞き」(監督：柴田昌平)が公開された。同映画は、「森の聞き書き甲子園」を映画化したもので、木こり、焼畑、茅葺き、スギの採種の「森の名手・名人」とその「聞き書き」をした高校生の4組を主人公にしている。

同映画は、東京を皮切りに、名古屋、鹿児島、宮崎、静岡、北海道、大阪の映画館で上映されるとともに、市民団体や大学等による自主上映会や国際森林年を記念した地方イベント等、全国30か所以上で上映された。

映画の上映に際しては、「森の聞き書き甲子園」の卒業生も、チラシ配布等の広報活動や上映後に行われたトークイベントへの出演等で協力をした。



ドキュメンタリー映画「森聞き」のチラシ

\*29 平成23(2011)年度より「森の聞き書き甲子園」と「海・川の聞き書き甲子園」を統合し、「聞き書き甲子園」として実施。

このため、林野庁では、里山林整備のガイドラインを作成するとともに、地域住民が主体となった里山資源の継続的な利用を推進するための支援を行っている。

また、近年、再生可能エネルギーの重要性が国民に広く認識され、未利用となっている里山林等の広葉樹資源は、チップ等木質バイオマス燃料の供給源として期待されつつある。

このような継続的な資源利用が見込まれる広葉樹等の森林については、更新補助作業等を行うことにより、多様な木材需要に応じた育成複層林への移行や長伐期化等による多様な森林整備を進めていくこととしている。

### 〔2011国際森林年〕の活動を展開

平成23(2011)年は国連総会決議に基づく「国際森林年」であった。国際森林年は、世界の森林の持続可能な経営・保全・利用の重要性に対する認識を高めることを目的に定められたもので、国連加盟各国では、国内委員会を設置した上で、国際森林年に関連した活動を行うこととされた。国際森林年のテーマは「人々のための森林 (Forests for People)」とされ、同テーマの下、関連する活動が展開された。

平成22(2010)年12月には、石川県金沢市において、国際生物多様性年(2010年)を閉幕する「クロージング・イベント」が開催され、国際森林年への橋渡しを行う「ブリッジング・セレモニー」が行われた。同セレモニーでは、鹿野農林水産大臣から、我が国における国際森林年の取組について紹介が行われるとともに、国際生物多様性年事務局から

国際森林年事務局への引継ぎが行われた。平成23(2011)年2月に、米国で開催された「国連森林フォーラム(UNFF)第9回会合」閣僚級会合では国際森林年公式開幕式典が開催された。

我が国では、各界の有識者からなる「国際森林年国内委員会」が設置され、平成22(2010)年12月に第1回会合が開催された。同会合では、我が国の国際森林年のテーマについて幅広い意見が出され、国際森林年のテーマを「森を歩く」、サブテーマを「未来に向かって日本の森林を活かそう」、「森林・林業再生元年」とすることとした。

平成23(2011)年には、国内委員会の委員が率先しながら、記念会議やシンポジウムの開催、全国植樹祭や全国育樹祭等の既存の国民運動との連携、「市民と森林をつなぐ国際森林年の集い」の開催、新聞やテレビ等を通じた広報活動等、国際森林年に関連する活動が積極的に展開された。また、民間においても独自のアイデアに基づく様々な取組が展開された(事例Ⅲ-6、表Ⅲ-8)。

国内委員会では、平成23(2011)年10月に、国際森林年メッセージ「森のチカラで、日本を元気に。」及び行動提案を公表した。このメッセージ及び行動提案は、国際森林年を契機に、平成24(2012)年以降も継続的かつ積極的に国民が一丸となって森林を支えていく機運を醸成することを目指すものである。このうち、メッセージは、国民一人一人が森林の重要性を認識して、持続可能な森林の管理・活用ができる社会を目指すことを呼びかけるとともに、東日本大震災からの復興に向けた思いも込められている。あわせて、行動提案では、いつまでも森林の

### 事例Ⅲ-6 「葉っぱのフレディ」の「国際森林年子ども大使」就任

平成23(2011)年3月に、ミュージカル「葉っぱのフレディ」の子役21名が、鹿野農林水産大臣より「国際森林年子ども大使」に任命された。

ミュージカル「葉っぱのフレディ」は、葉の短い生を通じて、「いのち」の尊さを描くと同時に、散った葉が土に溶け込み、その栄養分によって、次の春に新しい葉が生まれ、いのちは永遠に続いていくという、「生命の循環」をテーマにした作品である。

子ども大使たちは、奈良県で開催された第35回全国植樹祭で「国際森林年アピール宣言」をするなど、イベント等で森林の重要性について普及啓発する活動を行うとともに、東日本大震災の被災地を歌やダンスで慰問したり、被災者をミュージカルの公演に招待するなど、様々な活動を行った。



「国際森林年子ども大使」任命式

恵みを享受できるよう、我々一人一人が取り組むべき具体的な行動を提案している。

平成24(2012)年2月に、国連本部で開催された国際森林年クロージングセレモニーでは、我が国はたけやましげあつの皇山重篤氏(宮城県)が、森林に関する功労者を顕

彰する「フォレストヒーローズ」に選出された。

国際森林年で展開された活動が、国際森林年以降も引き続いて、国民運動として取り組まれることが期待される。

表Ⅲ-8 2011 国際森林年における主な取組

区分	年月	主な取組
国際的な取組	2010.12	国際森林年とのブリッジングセレモニーを開催(国際生物多様性年クロージングイベント)
	2011.2	国連森林フォーラム(UNFF)閣僚級会合において、国際森林年公式開幕式典を開催
	2012.2	国連森林フォーラム(UNFF)において、国際森林年クロージングセレモニーに合わせ、フォレストヒーローズ授賞式を開催(アジア地域は、カキ養殖家 皇山重篤氏受賞)
国際森林年国内委員会	2010.12	国際森林年の取組方向、国内テーマを議論(農林水産省)
	2011.4	震災復興に役立てる国際森林年の取組を議論(農林水産省)
	2011.8	国内委員会から国民向けメッセージを議論、国内委員自ら「森を歩く」を実践(長野県信濃町)
	2011.10	国内委員会から国民向けのメッセージ及び行動提案を議論・発出(農林水産省)
	2012.1	国際森林年の取組の報告、国際森林年の取組を総括(岩手県住田町)
国際森林年子ども大使	2011.3	国際森林年子ども大使任命式(葉っぱのフレディの出演者を国際森林年子ども大使に任命)
	2011.6	東日本大震災被災地への慰問訪問(避難所等を訪問し、歌を披露)
	2011.11	全国緑の少年団活動発表大会(葉っぱのフレディのいのちの旅-を上演し、森の大切さをアピール)
記念会議とシンポジウム	2011.6	「海岸林を考える～東日本大震災からの復旧・復興に向けて～」(東日本大震災を契機として海岸林の重要性とその再生の在り方を考えるために開かれたシンポジウム)
	2011.7	「生物多様性・観光と森林」(国際森林年への理解を深め、森林の保全・利用につなげることを目的とした記念会議)
	2011.9	「朝日地球環境フォーラム」(「自然と人間 再生する日本-ポスト3・11のメッセージ」をテーマとしたシンポジウム)
	2011.10	「誰もができる森林保全」(「誰もができる森林保全」をテーマに開かれたシンポジウム)
	2011.10	「森林・林業再生」から見えてくる、日本の未来」(国際森林年記念会議として開催された会議)
	2011.11	「よみがえる日本の森～大震災をこえて～」(東日本大震災の復興をテーマに行われたシンポジウム)
	2011.11	「木づかいシンポジウム」(「木づかい」運動がテーマのシンポジウム)
	2011.11	「森のチカラで、日本を元気に。」(若者にも森林の大切さを考えてもらうきっかけとして開かれたシンポジウム)
既存の国民運動との連携	2011.5	全国植樹祭(和歌山県田辺市)
	2011.11	全国育樹祭(奈良県奈良市)
市民と森林をつなぐ国際森林年の集い(開催地の特徴を活かしながら特定のテーマを持って実施)	2011.7	岡山県真庭市「森林循環のバイオマス利活用と多様な主体による森づくり」
	2011.7	宮崎県宮崎市「森のめぐみ、森のくらし、森に聞く」
	2011.7	滋賀県長浜市「森を歩く」琵琶湖を支える水源の森林体験ツアー」
	2011.8	大阪府大阪市「森を学ぶ」国産材を活用したヒートアイランド対策」
	2011.8	京都府京都市「森を語る」以森伝心」
	2011.9	北海道紋別市「紋別の森から未来の日本を語る」
	2011.9	三重県伊勢市「三重の森林・林業の未来を考える」
	2011.10	岩手県盛岡市「森の恵みを分かち合う」
	2011.10	長野県信濃町「森林セラピー日独交流会・全国サミット」
	2011.10	三重県尾鷲市「次世代につなぐ三重の森林・林業」
	2011.10	宮城県大崎市「震災復興と森の恵み」
民間の取組(抜粋)	2011.1	サステナブル・フォレストギャラリー2011(森の役割のクイズ、国際森林年の取組パネルや国産木材の住宅部材等を展示)
	2011.2	ライブドリアド2011(パネルディスカッション、演劇、音楽を組み合わせた国際森林年記念ライブを開催)
	2011.4	国際森林年記念レース「新緑賞」(東京競馬場で国際森林年記念レースとして「新緑賞」を開催)
	2011.4-5	JAPAN FOREST DESIGN PROJECT(日本の森林を企業や林業関係者、技術者のノウハウとデザイナーの斬新なアイデア・デザインの力によって活性化させることを目的としたプロジェクト)
	2011.5	「国土緑化・国際森林年」切手を発売(全国植樹祭開催地である和歌山県の代表的な樹木を使用したデザインで発売)
	2011.6	MOTTAINAI GREEN 2011～地球を緑でつなげよう～(ケニアの植林活動支援や国内の森林再生、有効活用などMOTTAINAIキャンペーンの活動を紹介)
	2011.7-10	フレデリック・バック展(2度目のアカデミー賞受賞作品となった「木を植えた男」を含むフレデリック・バック氏の展覧会)
	2011.7	森を守るチャリティコンサート(国際森林年を記念したチャリティコンサートを開催)
	2011.10	国際森林年記念植樹(第33回日台韓合板業者懇談会三か国の代表による記念植樹)
	2011.10	全国一斉森林セラピーウォーキングデー(全国25か所の森林セラピー基地・ロードで開催。1200名が参加)
	2011.10	世界森林アクションサミット～森林と市民を結び全国の集い2011 in Tokyo(海外及び国内で緑化に関する活動を行う団体間で情報共有等を図ることを目的で開催)
	2011.11	こっぼんの木100年家具コンペティション(「100年後の豊かな社会を創造する」という趣旨の下、家具のコンペを開催)
	2011.11	恩賜林御下賜100周年記念大会(明治天皇から恩賜林が御下賜されてから100周年を記念し、皇太子殿下御臨席の下、山梨県で式典を開催)

資料：林野庁(2011) Rinya, 12月号ほか